

剣道・居合道・杖道 称号（錬士号及び教士号）

推薦認定会の実施について（通知）

このことについて、下記の通り実施いたします。

つきましては、該当者に受審資格等を周知徹底の上、申し込みください。

記

1. 日 時 令和 7 年 9 月 6 日(土)
〔1〕 剣道（教士）・居合道（錬士・教士）・杖道（錬士・教士）
入場時間 午前 9 時 00 分～9 時 30 分
受付時間 午前 9 時 10 分～9 時 30 分
〔2〕 剣道（錬士）
受付時間 午後 12 時 00 分～12 時 30 分
2. 会 場 埼玉県立武道館 主道場
〒362-0032 埼玉県上尾市日の出 4－1 8 7 7
3. 受審資格
(1) 錬士号： 六段受有後 1 年以上を経過(令和 6 年 11 月 30 日以前に取得)した者。
五段受有後 10 年以上を経過(平成 27 年 11 月 30 日以前に取得)し、
かつ、年齢 60 歳以上の者(第 11 条 2 項による特例)
教士号： 錬士七段受有者で、七段受有後 2 年以上を経過(令和 5 年 11 月 30 日
以前に取得)した者

(2) 埼剣連称号推薦認定会の 1 年以内（令和 6 年 8 月～令和 7 年 8 月）に全剣連派遣講師・埼剣連派遣講師の講習会を錬士は 1 回以上、教士は 2 回以上受講していること。（申込時に剣道手帳の写しを添付）

4. 審査内容

- (1) 剣 道：日本剣道形・審判法・指導法等の知識、実技について能力の認定を行う。
- (2) 居合道：実技、審判法を行う。
- (3) 杖 道：指定6本、仕と打を交代して行う。
- (4) 指導法：「小論文」を当日受付に提出する。

〔1〕 錬士問題 * 参考書籍『剣道指導要領』（全剣連発行）

剣 道：平成19年3月14日制定の「剣道指導の心構え」の要点を記し、それをふまえたうえでのあなたの剣道修行について述べなさい。

居合道：平成19年3月14日制定の「剣道指導の心構え」の要点を記し、それをふまえたうえでのあなたの居合道修行について述べなさい。

杖 道：平成19年3月14日制定の「剣道指導の心構え」の要点を記し、それをふまえたうえでのあなたの杖道修行について述べなさい。

①字数 400字以上800字以内

②用紙 400字詰め原稿用紙（市販のB4縦書き）

③書き方 用紙1行目に表題、2行目に加盟団体名・氏名を記し、3行目2段目より書くこと。

必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。原稿用紙の右上をホチキスで止めること。

〔2〕 教士問題 * 参考書籍『剣道指導要領』（全剣連発行）

剣 道：「剣道指導者としてのあり方」について述べなさい。

居合道：「称号(教士)としての指導への取り組みについて」

杖 道：「称号(教士)」としての指導と今後の杖道普及への具体的な取り組み」

①字数 800字以上1,200字以内

②用紙 400字詰め原稿用紙（市販のB4縦書き）

③書き方 用紙1行目に表題、2行目に加盟団体名・氏名を記し、3行目2段目より書くこと。

必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。原稿用紙の右上をホチキスで止めること。

5. 提出及び持参するもの

【教士】【錬士】共通

- ① 小論文（埼剣連提出用）
- ② 剣道具・木刀・審判旗

6. 認定会受講料

錬士 7,000円 教士 9,000円

加盟団体ごとに取りまとめてください。

7. 申込期限 各加盟団体申込要領により、各加盟団体申込窓口へ申し込む。
審査会申込書を使用のこと。「特例による錬士」は別の申込書を利用してください。
8. 欠席連絡
9 月 5 日午後 4 時までは埼玉県剣道連盟事務局（048-834-8869）、それ以降～当日午前 8 時 30 分までに埼剣連携帯電話（080-3737-9368・080-3737-9380）へ SMS（ショートメッセージ）にて必ず連絡のこと。
9. 安全対策
(公財)埼玉県剣道連盟として傷害保険には加入しています。
なお、受講中の負傷、疾病については応急処置のみ行います。
健康保険証を持参してください。
10. 個人情報保護法への対応（以下を申込者に周知してください。）
申込書に記載される個人情報(登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等)は、全日本剣道連盟および加盟団体(各都道府県剣道連盟)が実施する本認定会運営のために利用する。なお、登録加盟団体名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体(ホームページ等)に公表することがある。
11. 受審にあたって
全日本剣道連盟ホームページ 2024 年 9 月 1 日施行
「感染症予防ガイドラインについて」に準拠します。
12. ビデオ撮影等について
全日本剣道連盟ホームページ 2019 年 3 月 22 日更新「大会等におけるビデオ撮影等について」に準拠します。
大会等におけるビデオ撮影等について